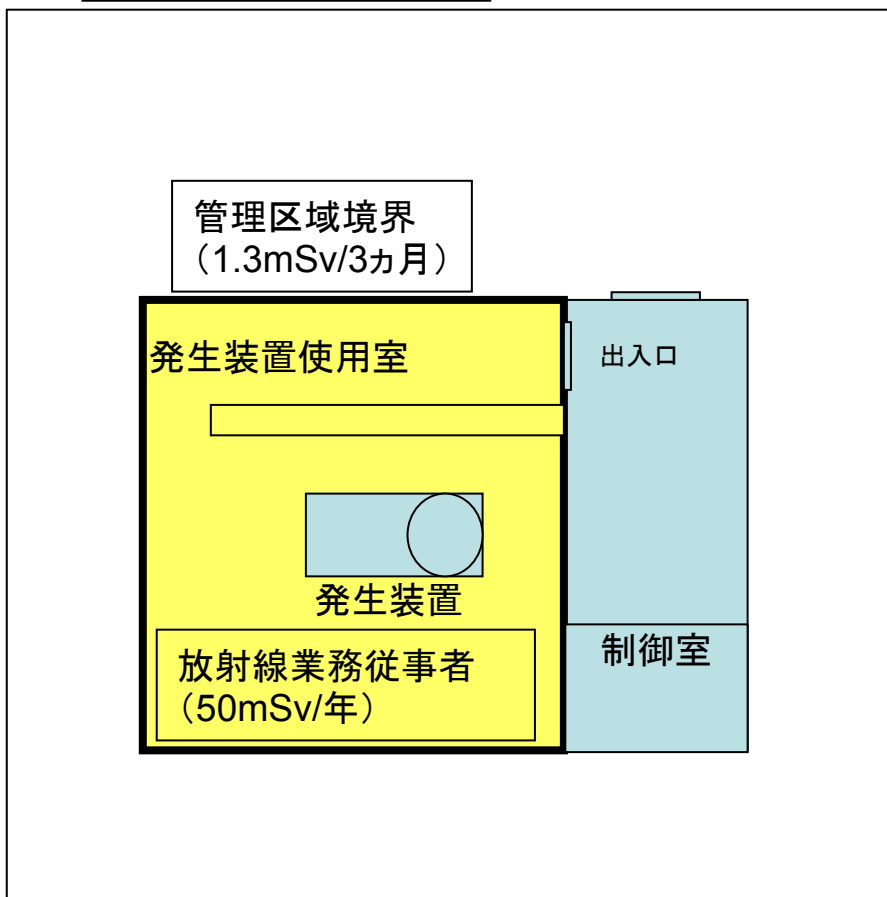


放射線発生装置使用室における排気設備の設置基準

事業所境界(1mSv/年)



排気設備の設置基準：

放射線発生装置の運転によって使用室内の3ヵ月間について平均濃度が空气中濃度限度の1/10を超えるおそれがある場合

→ この濃度以下であれば、管理区域も不要。

放射線業務従事者の線量限度と比べても十分低い。

○ICRP1990年勧告取り入れに係る放射線審議会の意見具申(平成10年6月)から抜粋

(2)管理区域の外側での管理

1) 管理区域境界の線量基準としては、公衆の特殊な状況下における年線量限度を適用することにより、管理区域の外側のいかなる者も年5mSvを超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量は管理区域境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに年1mSv以下とすることが多くの場合可能となる。

(参考)

管理区域の設定基準

- ・外部放射線: 1.3mSv/3ヵ月
- ・空气中濃度: 3ヵ月間について平均濃度が空气中濃度限度の1/10(5mSv/年に相当)
- ・表面汚染: 表面密度限度の1/10